

札幌市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査方法及び基準（標準）

令和3年（2021年）10月28日 選定委員会制定

案件ごと、必要事項のほか、最小限の付記を可能とする

1 審査方法

民間事業者が提出した企画提案書について、「札幌市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会」が書類で審査を行います。

2 評価項目、基準等

(1) 審査にあたっては、次の表に示す各項目の基準点を用います。

評価項目	評価基準、基準点		
①経営管理実施権の存続期間	集積計画の期間終了まで 10点	集積計画の期間の半分以上 5点	集積計画の期間の半分未満 0点
②経営管理の実施計画の内容	良好な森林整備が望める計画 15点	妥当な計画 8点	実施前に市と協議が必要な計画 -10点
③設置する作業道の規格	北海道の基準※、または基準以上の規格 15点	基準外 0点	
④木材の搬出量	伐採材積に対する搬出割合 80%以上 15点	伐採材積に対する搬出割合 60%以上 10点	伐採材積に対する搬出割合 60%未満 5点
⑤毎年の巡視の回数	3回/年以上 15点	2回/年以上 8点	2回/年未満 0点
⑥過去5年の札幌市の経営管理実施権配分計画において、トラブルや事故の発生、不適切な森林整備、虚偽の報告等がある	ない 10点	軽度のトラブル等があった -5点	重大なトラブル等があった -20点
⑦想定収支（見積書）の算定	妥当な見積書 10点	算定において、課題が少し見られる見積書 6点	実施前に市と協議が必要な見積書 -5点
⑧森林経営計画作成に関する所有者との協議	協議予定 10点	協議はしない 0点	
30ha 未満の場合は消去			

※「北海道森林作業道作設指針」（平成23年3月31日森整第1219号）及び「森林整備事業に係る森林作業道実施基準」（平成25年3月14日森整第1251号）の第2項と第3項

- (2) 「②経営管理の実施計画」を変更する場合は、所定の様式で報告する必要があります。
- (3) 「⑦想定収支（見積書）の算定」については、見積の妥当性が評価点となります。適切な見積書であれば、森林所有者へ支払う金額の大小によって評価点が変わることはありません。
- (4) 「⑧森林経営計画作成に関する所有者との協議」において「協議予定」で提案した場合には「協議を行うこと」の必要性が生じますが、その協議結果について問うものではありません。

30ha 未満の
場合は消去

3 採用事業者の選定手順

- (1) 委員会に出席した委員が審査した点数を合計した値が最も高い者を採用事業者として決定します。
- (2) 最高点が複数者いる場合は、くじ引きにより採用事業者を決定します。

4 くじびきについて

- (1) くじびきは、民間事業者が選定委員会に参加してくじをひくことができます。選定委員会には、企画提案書に記載のあった方のみが参加可能です。他の方に委任したり、複数人で参加したりすることはできません。
- (2) 民間事業者が選定委員会に参加せず自らくじをひかない場合は、選定委員会に参加する立会人が代理でくじをひきます。